

■ 4条1項11号

不服 2023-018565

<本願商標>

「KOREDAKE」（標準文字）

第5類「プロテインを主原料とし粒状・カプセル状・粉末状・顆粒状・ブロック状・棒状又は液体状にしてなる加工食品，プロテインを主原料とする栄養補助食品，大豆たんぱくを主原料とする錠剤状・顆粒状・カプセル状・粉末状・棒状・ブロック状及び液体状の加工食品」

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「これだけサプリ」（標準文字）

第5類「サプリメント」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を入れています。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、「KOREDAKE」の文字を標準文字で表してなるところ、これ自体は一般的な辞書類に掲載されている語ではないものの、「これですべてであること。これほど。」（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）などを意味する「これだけ」の語をローマ字で表記したものと、容易に理解できるものであって、また、それ以外の語を容易に想起させるというべき事情は見当たらないものである。

そうすると、本願商標よりは、その構成文字に相応した「コレダケ」の称呼が生じ、また、「これですべてであること。これほど。」の観念が生じるものというのが相当である。

イ 引用商標について

引用商標は、「これだけサプリ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「サプリ」の文字は、「サプリメントの略。」(出典：同上)であって、引用商標の指定商品「サプリメント」との関係において、その商品の普通名称を表示したに過ぎないものであり、自他商品の識別標識としての機能を有しないものである。

そして、同構成中の「これだけ」の文字は、「これですべてであること。これほど。」などを意味する語であるところ、これと「サプリ」の文字とに観念的なつながりがあるとはいえないものであり、また、同構成中のそれらの文字は、文字種が異なり、外観上、必ずしも一体的であるとはいえないものである。

そうすると、引用商標からその構成中の「これだけ」の文字部分を要部として抽出し、そのみを本願商標と比較して、商標そのものの類否を判断することが許されるというべきである。

したがって、引用商標よりは、その構成文字全体に相応した「コレダケサプリ」の称呼のほか、「これだけ」の文字部分（以下「引用要部」という。）に相応した「コレダケ」の称呼が生じ、また、「これですべてであること。これほど。」の観念が生じるものというのが相当である。

ウ 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、全体としては明らかに相違するものであつて、また、本願商標と引用要部との比較においても、文字種や文字数などを異にするものではあるが、いずれも標準文字又は一般的な書体で表されているものである上、一般に、商標の構成文字を同一の称呼が生じる範囲内で文字種を相互に変換して表記することは広く行われているところ、本願商標を構成する「KORED AKE」の文字は、引用要部の「これだけ」の文字をローマ字で表記したものと理解し得ることからすると、その文字を置き換えたものとして取引者、需要者に認識され得るといえるものであるから、これらの文字種などの相違が、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとはいえないものである。

そして、称呼においては、「コレダケ」を共通にし、また、観念においては、「これですべてであること。これほど。」を共通にするものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観においては相違があるものの、本願商標と引用要部の対比においては外観に顕著な差異があるとはいえないものであ

り、また、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である。

エ 本願商標と引用商標の指定商品の類否について

引用商標の指定商品「サプリメント」は、すなわち「栄養補助食品」（出典：同上）であるから、本願の指定商品中「プロテインを主原料とする栄養補助食品」は、引用商標の指定商品に含まれるものといえ、これらは同一又は類似する商品であるというのが相当である。

また、本願に適用される「商品・サービス国際分類表（第11-2022版）」において、第5類には「通常の食事を補うため又は健康に益するための栄養補助食品」が含まれるものであって、「食事の代替品並びに食餌用食品及び飲料（医療用又は獣医科用のものを除く。）であって適当な食品又は飲料の類に分類されるもの、例えば、低脂肪のポテトチップス（第29類）、高タンパク質シリアルバー（第30類）、アイソトニック飲料（第32類）」が含まれないとされていること、並びに、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版対応〕」（特許庁）において、第5類「サプリメント」の範ちゅうの商品表示の例として、「クロレラを主原料とする粒状の加工食品」「酵母を主原料とする粒状の加工食品」という、商品の主原料を表す文字、商品の形状を表す文字及び「加工食品」の文字を基礎とする表示が挙げられていることを踏まえて考えれば、本願の指定商品中「プロテインを主原料とし粒状・カプセル状・粉末状・顆粒状・ブロック状・棒状又は液体状にしてなる加工食品、大豆たんぱくを主原料とする錠剤状・顆粒状・カプセル状・粉末状・棒状・ブロック状及び液体状の加工食品」についても、「サプリメント（栄養補助食品）」に含まれる商品を指定しているものといえ、引用商標の指定商品「サプリメント」と同一又は類似する商品であるというのが相当である。

オ 小括

上記アないしエによれば、本願商標は引用商標と類似する商標であって、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

（2）請求人の主張について

請求人は、本願の指定商品の主たる需要者層を考慮すると、需要者は、相当の高度の注意力を持って商標を識別するものであり、引用商標と本願商標の違いを認識し、両者を混同することはありえない旨主張する。

しかしながら、本願の指定商品は、上記（１）エのとおり、プロテイン又は大豆たんぱくを主原料とする栄養補助食品（サプリメント）というべきものであり、その需要者は、プロテイン（たんぱく質）の摂取を欲する健康維持などに関心のある者であって、特別な専門的知識を有しない一般消費者を含むものであることからすると、当該商品を購入するに際して払われる注意力は、さほど高いものとはいえない。

また、請求人の主張を裏付ける証拠の提出はなく、当審において職権において調査するも、本願の指定商品の需要者が通常有する注意力が相当に高いというべき事情を発見することはできなかった。

したがって、請求人の主張は、採用することができない。

（３）まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第４条第１項第１１号に該当するものであるから、これを登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**KOREDAKE**」と引用商標「**これだけサプリ**」は、全体の外観においては相違があるものの、本願商標と引用要部「これだけ」の対比においては外観に顕著な差異があるとはいえないものであり、また、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当であると判断されました。

引用商標「これだけサプリ」の指定商品が「サプリメント」であることを考慮すると、「サプリ」の部分には識別力が認められず、「これだけ」の文字が要部になり得るという点は、商標の類否判断におけるごく基本的な考え方と言えます。

よって、本審決の結論自体には、特に疑問を感じられる点はないように思われます。

もっとも、少し前の審決には、指定商品に「サプリメント」を含む「**Beyond Supplement**」（標準文字）が、同じく指定商品を「サプリメント」とする「**BEYO**

ND」(標準文字)等とは非類似であると判断された事件(不服 2023-000638)があることから、この審決との整合性が気になるところではあります。両商標の構成だけを比較すると、こちらの事件の方が、よほど類似性は高いようにも思われるからです。

本事件と異なる点としては、「Beyond Supplement」からは、構成全体として「サプリメントを越えて」ほどの意味合いが生じると認定されているところでしょうか。これに対して、本事件の引用商標である「これだけサプリ」は、「これだけ」の文字と「サプリ」の文字とに観念的なつながりがあるとはいえない、とされています。

「サプリメントを越えて」という観念は、若干(というか、かなり)意味不明だと思いますし、このような少々強引な観念の認定が許されるのであれば、「これだけサプリ」全体からも何らかの観念が生じるとしても良かったように思われますが、皆様はどうお考えでしょうか。

なお、インターネットで調べてみると、サプリメント(サプリ)の商品については、需要者や取引者による「これだけでOK」とか、「これだけで大丈夫」などといった表現が多く見受けられるようです。そうすると、引用商標「これだけサプリ」の「これだけ」の部分もさほど識別力が高くはなく、引用商標は一体不可分でのみ需要者に認識・理解されるという考え方も、できなくはないような気がします。

個人的な印象としては、本審決の結論自体には首肯できるものの、最近の他の審決における判断との整合性には若干の疑問が残るといったところです。

ちなみに、請求人は、2020年に一度、第5類の指定商品に「サプリメント」や「栄養補助食品」を含めて、商標「KOREDAKE」を出願した経緯があるようです。この際、審査において、本事件と同様に「これだけサプリ」が引用され、これらの指定商品を削除した結果、登録が認められたようです(登録第6350559号)。

請求人にとっては、本事件は「再チャレンジ」だったと言えそうですが、残念な結果となってしまいました。

(弁理士 永露 祥生)

<2024年3月29日>